

酒類の提供を行う飲食店等の皆様へ

◆ 営業時間短縮等のお願いについて ◆

令和3年4月9日
飯 綱 町

- 飯綱町を含む長野圏域は、感染警戒レベルが「5」になり、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」となっています。新型コロナウイルスの拡大が続いており、飲食の機会を起因とする陽性者の発生も確認されていることから、新たな対策を講ずる必要があります。
- このため、長野県は長野市の一部地域に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定により、酒類の提供を行う飲食店等の皆様に、営業時間短縮又は休業を要請しました。
- このような中、長野県が要請した営業時間短縮等の地域以外（以下、「指定地域以外」）の飲食店に人が流れ、感染リスクが高まることが懸念されることから、飯綱町独自に指定地域以外の接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店を対象に、県の要請に準じて自主的に営業時間短縮等をお願いするものです。

なお、県の要請期間が4月9日（金）から、15日（木）まで（当初は4月2日から4月9日）となっています。本町については周知期間が不足しているため、要請期間を延長することにします。自主的な営業時間短縮等、お願いする期間は20日（火）までとします。

別紙をご確認の上、ご理解ご協力をお願いします。

区域：県が定める別紙1の指定地域以外

店舗：接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店（別紙2）

期間：令和3年4月9日（金）から4月20日（火）まで

- お願いに応じて営業時間短縮等を行った皆様には、別紙のとおり支援金を支給する予定です。
申請方法等の詳細は追ってお知らせします。
- 業種別「感染拡大予防ガイドライン」の遵守、「新型コロナ対策推進宣言」の実施などを通じて、適切な感染防止策の徹底をお願いします。

問合せ先

<お願いについて> 総務課 危機管理室 026-253-2511

<協力金について> 産業観光課 商工観光係 026-253-4765